

別記様式第2号(第9条関係)

その1	
営 業 の 方 法	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
風 俗 営 業 の 種 別 法第2条第1項第 号の営業	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を 従事者として使用 すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容(具体的に)
18歳未満の者の 立入禁止の表示方法	
飲食物(酒類を 除く。)の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への 酒類の提供を防止する方法
当該営業所において 他 の 営 業 を 兼 業 すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2(A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)							
料 金							
料 金 の 表 示 方 法							
役 務 提 供 の 態 様	客の接待をする 場合はその内容						
	客の接待をする 場合は接待を 行う者の区分	常時当該営業 所に雇用され ている者	名				
		それ以外の者	名				
			主 た る 派 遣 元	(ふりがな) 氏名又は名称			
				住 所	〒() () 局 番		
		(ふりがな) 法人にあつて は、その代表 者の氏名					
	客 に 遊 興 を させる場合は そ の 内 容 及 び 時 間 帯	遊 興 の 内 容					
		時 間 帯	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分
	(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)						
	客室	和風のもの	室	その他のもの	室		

その2(B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじやん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8 条に規定する営業の遊 技 料 金	ぱ ち ん こ 遊 技 機	玉1個 円
	回 胴 式 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じ や ん 球 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
そ の 他 の 遊 技 機 ()	につき 円	
そ の 他 の 営 業 の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	(円)	

その2(C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料 金 の 表 示 方 法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法(法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法)

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類(談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別)及びこれを行う方法(特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等)を記載すること。
- その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。)を記載すること。
- その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。